

## 埼玉県赤十字災害救援奉仕団にかかる団員及び元団員の 個人情報漏えい事故について

日本赤十字社埼玉県支部

今般、当埼玉県支部に設置されている埼玉県赤十字災害救援奉仕団において、団員及び元団員の個人情報が漏えいする事故がありましたのでご報告いたします。

### 1 事故の概要

平成 29 年 4 月 2 日（日）埼玉県赤十字災害救援奉仕団（以下「災害救援奉仕団」という）で役員変更に伴う事務引継ぎのため、役員が他の 3 名の役員へ団員名簿の電子データをメール送信しましたが、メールの送信先の中に既に退団された元団員 1 名が含まれていました。また、当該団員名簿は、すでに退団した元団員 8 名の情報も記載されたものでした。

平成 29 年 4 月 5 日（水）メールを受信した役員が当該メールの送信先が誤っていることに気づき、漏えい事故が明らかになりました。

平成 29 年 6 月 30 日（金）当支部職員が上記の元団員宅を訪問し、事故のお詫びと誤送信したメール及び添付された団員名簿の電子データの削除依頼をしたところ、名簿のデータは流出させない旨の回答がありました。

平成 29 年 7 月 25 日（火）当支部職員が上記の元団員宅を改めて訪問し、再度お詫びと誤送信したメール及び添付された団員名簿の電子データの削除について確認をしたところ、①当該誤送信メールにアクセスできるパソコンに外部から不正アクセスの疑いがあり、当該名簿が流出したかもしれない、②現在、団員名簿の流出について専門家に依頼し調査中であるため、調査完了後に削除する旨の回答がありました。

### 2 漏えいした個人情報

漏えいした個人情報の項目は以下のとおり。人数は 48 名分です。

- ・氏名
- ・住所
- ・電話・携帯・FAX 番号
- ・メールアドレス
- ・生年月日
- ・血液型
- ・運転免許所持状況
- ・緊急連絡先（氏名・本人との関係）
- ・赤十字関係資格等の有無について

### 3 事故の原因

災害救援奉仕団では、名簿を含む個人情報の取扱いについては注意するよう申し合わせていました。しかしながら、取扱者を限定することや、名簿の更新や削除など管理方法のルールが確立されておらず、運用は役員の判断に任されていたことが今回の事故の原因と考えております。

そのため、直接的原因となったメールの誤送信についても、元団員のアドレスは、アドレス帳からは削除されていたにもかかわらず、送信時にそのアドレス帳を使用せず、過去の送信履歴から送信先を選択したところ、誤って元団員のアドレスを選択してしまい、確認も怠ったことにより誤送信という事態が発生しました。

また名簿は平成 27 年度のものを元に、新たに入団があった際は団員の個人情報を追加しましたが、退団者の情報は削除されておらず、今回の漏えい事故に元団員の個人情報が含まれる結果となりました。

さらに電子データにパスワードを設定していなかったことも問題であったと考えております。

### 4 災害救援奉仕団の事故への対応

平成 29 年 4 月 6 日（木）同団役員から誤送信先である元団員へ謝罪と誤送信メール及び添付された団員名簿の電子データの削除依頼をメールで行いました。

平成 29 年 4 月 9 日（日）同団委員長が名簿に記載されていた団員及び元団員 48 名に対し、団員名簿の電子データを添付したメールを誤送信し個人情報を漏えいした旨メールで報告のうえ謝罪しました。

平成 29 年 5 月 23 日（火）同団委員長が埼玉県支部へ口頭で事故報告をしました。

平成 29 年 6 月 1 日（木）同団委員長が団員及び元団員 48 名に対し、改めて謝罪のうえ、経過報告、漏えいした個人情報の内容、現時点での被害状況等の報告を行いました。

平成 29 年 7 月 10 日（月）に元団員、7 月 15 日（土）に現団員に対して改めて謝罪のうえ、今回の件に関する迷惑メール、迷惑電話の調査を行いました。48 人中、元団員 1 名から不審なメールが来た、現団員 1 名から迷惑メールが増えた気がするとの連絡がありました。

また、7 月 15 日（土）に役員会を実施し、個人情報の取扱いについて取扱者の限定・パスワードを設定するなどの運用方法を明記した規程（案）作成し、平成 29 年 8 月 20 日開催予定の臨時総会に諮ることといたしました。

## 5 埼玉県支部の事故への対応

平成 29 年 6 月 20 日（火）当支部から他の特殊赤十字奉仕団に対し、個人情報等の適切な利用及び管理の徹底についての注意喚起を行いました。

平成 29 年 6 月 30 日（金）当支部職員が団員名簿の電子データが添付されたメールの誤送信先である元団員宅を訪問し、今回の事故のお詫びと誤送信メール及び添付された団員名簿の電子データの削除を依頼しました。その際に元団員の方からは、団員名簿の電子データは流出させない旨の回答がありました。

平成 29 年 7 月 10 日（月）当支部職員が再び上記元団員宅を訪問し、当該奉仕団委員長を伴っての謝罪をしたい旨の申し入れを行いました。

平成 29 年 7 月 25 日（火）当支部職員が上記元団員宅を改めて訪問し、再度お詫びと誤送信メール及び添付された団員名簿の電子データの削除の有無を確認しました。その際に元団員から①当該誤送信メールにアクセスできるパソコンに外部から不正アクセスの疑いがあり当該名簿が流出したかもしれない、②現在、団員名簿の流出について専門家に依頼し調査中であるため、調査完了後に削除する旨の回答がありました。

## 6 漏えいした個人情報の被害について

当初個人情報が漏えいした先は元団員 1 名であり、ご本人からも流出させない旨の回答を得ていましたが、今般、同氏から、不正アクセスにより流出した可能性も否定できない旨のご説明を得たことから、皆様には念のため不審な電話や迷惑メールなどにご注意いただくようお願いします。

万が一、不審な電話やメールが届いた場合は下記までご連絡くださるようお願いいたします。

## 7 再発防止の取組み

本件は、埼玉県支部に設置されている埼玉県赤十字災害救援奉仕団で起きた事故であります。当支部は赤十字奉仕団を指導する立場として本件を重く受け止め、再発防止のため具体的に以下の対策を埼玉県支部に設置されているすべての赤十字奉仕団に指導します。

### <指導内容>

- ・個人情報の収集にあたっては利用目的を明示するとともに必要最小限とすること。
- ・個人情報を取扱う者を限定すること。

- ・個人情報の収集、利用、更新、削除等は個人情報を取扱う者のみが行うこと。
- ・個人情報は常に最新の情報に更新すること。退団が生じた時は速やかに削除すること。
- ・管理は電子データの場合は必ずパスワードをかけること。パスワードは定期的に変更すること。パスワードは取扱者のみが把握すること。紙媒体は取扱者のみ保管すること。紙媒体は必要最低限の作成に留めること。

上記を明記した取扱要領を定め、各赤十字奉仕団に周知・再発防止に取り組めます。

<お問い合わせ窓口> 総務課・救護課  
TEL 048-789-7117  
MAIL [info@saitama.jrc.or.jp](mailto:info@saitama.jrc.or.jp)